

接続料の算定等に関する研究会（第69回）

ビル&キープ方式を選択可能とすること、及びその場合の留意点に関する 弊社意見

2023年3月7日

株式会社オプテージ



(1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

①指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて

- ・公正競争上の懸念事項はあるか

[弊社意見]

- ・ 基本的にはビル&キープ方式については、接続し合う事業者間のトラフィックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解しております。これによって双方の接続料精算業務の効率化、および自網のコスト削減のインセンティブが働きやすくなるといった効果が期待できるものであると考えます。
- ・ 上記の背景に加え、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されている等のことから、公平性の観点から鑑みビル&キープ方式は接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当と考えます。
特に小規模事業者はトラフィックのバランスが不均衡※な現状において、事業者間精算方式を前提とした自社のお客さまからの利用料のみでは事業継続性に支障が生じるおそれがあり、ひいては利用者利便を損ねるおそれがあるものと考えます。このことからビル&キープ方式については、適切なコスト回収の観点から全事業者一律採用や片方だけの要望による強制適用につながる制度とならないよう慎重に検討を進めていただくようお願いいたします。

※トラフィックのバランスが不均衡となる主な理由：

大手移動系通信事業のかけ放題メニュー等の影響で固定電話と携帯電話間の音声呼量において、携帯発固定着の音声呼量が多く、トラフィックが不均衡となっている状況と認識しております。

(1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

②指定設備事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について

- ・希望する接続事業者以外の事業者あっても、例えばトラフィック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か。適当である場合、他にビル&キープ方式を採用することが適当と考えられる場合はあるか。
- ・指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについてどう考えるか。
- ・その他考慮すべき事項はあるか。

[弊社意見]

- ・ビル&キープ方式を採用可能とする場合、指定設備事業者は強い交渉力を有することから、相手によって事業者間精算方式とビル&キープ方式を合理的な理由なく使い分けするのは不公正であり、一部の事業者とビル&キープ方式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意が必要と考えます。
- ・トラフィック・ポンピングへの関与が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは、有効な手段の1つであると考える一方で、まずは当該事業者間での適切な協議がなされることが基本であると考えます。その上で不正な行為等についての改善がなされない場合は、行政側で状況を確認いただくとともに必要に応じ、行政指導等の措置を講じていただくことがトラフィック・ポンピング等の不正行為の抑止にとって重要と考えます。
- ・指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについては、各社独自の経営方針に従って設備構築しており、これを統一することは困難ではないかと考えます。

(1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

③その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について

- ・最終答申において最終答申において議論された、音声接続料に係るその他の制度（指定設備設置事業者以外も含めた着信接続料規制、pure LRICの採用等）について、現状を踏まえた上でどのように考えるか。

[弊社意見]

- ・ 着信接続料規制については、個社間の接続料協議において、大きな問題は発生しておらず、今後大きな市場成長も望めない音声通信分野においてかける規制対応コストに対する効果は薄いと考えます。仮に着信接続料規制を導入する場合は、公平性の観点からは、固定・モバイル双方に係る制度検討とすべきと考えます。特に小規模事業者にとって過度な負担となるおそれがあり、一定の配慮が必要と考えます。
- ・ 接続料の適正性の観点からpure LRICの採用もビル&キープ方式の採用と並行して検討してもよいのではないかと考えます。

（２）その他音声接続料に関して見直すべき措置について

- ・第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。
- ・その他検討すべき事項はあるか。

〔弊社意見〕

- ・ 第二種指定設備設置事業者間での音声接続料の水準差があること自体は事業規模やネットワーク設備形態によるものであるが、その適正性・透明性の検証は引き続き重要であると考えます。

